

関係各位

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



奈良県最低賃金の改正決定に係る広報について（お願い）

平素は、労働行政の運営に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奈良県最低賃金は、奈良地方最低賃金審議会の調査審議を経て、本年10月1日から時間額866円に改定することになりました。

最低賃金は、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、その履行確保のためには、制度や金額を周知広報することが、大変重要と考えておりますので、今回の改正決定の内容につきまして、貴団体の広報紙（誌）にご掲載いただく等、奈良県最低賃金の周知広報にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、奈良県内の中小零細規模の事業所が円滑に賃金の引上げに取り組めるよう、奈良労働局では支援策として「業務改善助成金」等の活用をご案内していますので、こちらも奈良県最低賃金とあわせて周知広報をお願い申し上げます。

なお、広報文例を同封するとともに、奈良労働局のホームページからダウンロードできますのでよろしければご活用ください。ご掲載いただいた記事等につきまして、後日、郵便またはファックス等によりお送りいただければ幸いです。

例年お送りしています広報用ポスター、リーフレットにつきましては、後日、別便にてお送りいたします。

貴団体及び関連団体が民間企業へ業務委託を行っている場合は、奈良県最低賃金の改定に際し、業務委託先において最低賃金法違反が生じることのないようご配慮をお願い申し上げます。

【 問合せ先 】

奈良労働局労働基準部賃金室

〒630-8570

奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎

電 話 0742-32-0206

ファックス 0742-32-0212



中小企業のみなさまへ

令和3年10月改定予定

助 成 金

最低賃金の大幅UPに、

で早めの対応！



社長：「今年の賃金見直しは最低賃金の大幅アップに対応しなくては・・・。」

社員：「社長！最低賃金の改定前に、予め賃金を引き上げて、助成金を受給しましょう！」

業務改善助成金



賃金引上げと、生産性向上、労働能率の増進のための設備投資を行った場合に、その一部を助成
【例】事業場内最低賃金の840円を870円に引上げた。在庫管理の短縮のためにPOSレジシステム
導入の設備投資を行った。

30円コースで、対象労働者が7名の場合



100万円を限度に助成

- ※就業規則の変更が必要です。
- ※引き上げ額と対象労働者数に応じて助成上限額が変動します。
- ※申請前の賃金引上げは対象となりません。
- ※申請回数は同一年度内に2回まで。

お問合せ：業務改善助成金コールセンター ☎03-6388-6155

奈良労働局 雇用環境・均等室 ☎0742-32-0210



奈良労働局

総合的な相談はこちらまで！

- ・賃金規定の見直し
- ・助成金の活用

など



奈良働き方改革推進支援センター
(委託事業)

☎ 0120-414-811

相談は全て無料！



その他の賃上げに関する助成金

奈良労働局 助成金センター ☎ 0742-35-6336

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金



業況特例等の対象となる中小企業が事業所内で最も低い時間給を30円以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給します。

キャリアアップ助成金<賃金規定等改定コース>



すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

【例】中小企業で従業員数40人、非正規雇用労働者15人の会社で非正規雇用の賃金を時給900円から928円

(3.1%UP)に引き上げた。

・すべての有期労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

1人当たり28,500円×15人=427,500円(条件により増額加算される場合があります。)

・一部(1・2人)の有期労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

1人当たり14,250円×12人=171,000円(条件により増額加算される場合があります。)



※本助成金を受給するには就業規則(賃金規定)の変更が必要です。

そのため令和3年度の最低賃金改定より前に、事前に労働局にキャリアアップ計画の提出が必要になります。

※1年度1事業所あたり支給申請条件人数100人まで、申請回数は同1年度内に1回のみ。

文例1

奈良県最低賃金

866円

令和3年10月1日発効



奈良労働局賃金室 0742-32-0206

文例2

奈良県最低賃金

時間額

866円

令和3年10月1日発効



奈良労働局・労働基準監督署

文例3

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 866円

【発効日】令和3年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署


生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
 問合せ先 コールセンター03-6388-6155

文例4

奈良県最低賃金

時間額 **866円**

令和3年10月1日発効



守ってね！最低賃金。

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等
 すべての労働者に適用されます。 奈良労働局賃金室 0742-32-0206

中小零細規模の事業者の皆様へ

奈良労働局では次の支援策を準備しておりますので、詳しくは奈良労働局ホームページをご参照ください

- ・賃金引上げを支援（生産性の向上）
→業務改善助成金03-6388-6155
- ・雇用の維持を支援
→雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金0742-35-6336

奈良県最低賃金
時間額 866円
 (令和3年10月1日発効)

必ずチェック! 最低賃金!



奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署

奈良県最低賃金
時間額 866円
 (令和3年10月1日発効)

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
 問合せ先 コールセンター
 03・6388・6155



奈良県最低賃金
時間額 866円 (令和3年10月1日発効)

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742・32・0206

最低賃金を
守りましょう!

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
 問合せ先 コールセンター103・6388・6155

令和3年
10月1日発効

奈良県最低賃金
 守ってね! 最低賃金。

866円
時間額

奈良労働局・労働基準監督署